

越前市鳥獣被害防止計画

令和5年3月改定

越前市

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・アライグマ・ハクビシン・アナグマ・サギ類（ダイサギ、アオサギ）・ツキノワグマ |
| 計画期間 | 令和5年度～令和9年度 |
| 対象地域 | 越前市全域 |

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------------------|-------|------------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 | 3.84ha 4,744千円 |
| | 雑穀 | 1.67ha 122千円 |
| | 豆類 | 0.06ha 15千円 |
| | 果樹 | －ha ー千円 |
| | 野菜 | 0.06ha 80千円 |
| ニホンジカ | 樹木 | －ha ー千円 |
| | 水稲 | 14.21ha 17,568千円 |
| | 雑穀 | 1.18ha 160千円 |
| | 豆類 | 0.05ha 13千円 |
| | 果樹 | 0.01ha ー千円 |
| | 野菜 | 0.43ha 339千円 |
| ニホンザル | 水稲 | －ha ー千円 |
| | 雑穀 | －ha ー千円 |
| | 豆類 | －ha ー千円 |
| | 果樹 | 0.02ha ー千円 |
| | 野菜 | 0.21ha 582千円 |
| カラス類 | 水稲 | －ha ー千円 |
| | 雑穀 | －ha ー千円 |
| | 豆類 | －ha ー千円 |
| | 果樹 | －ha ー千円 |
| | 野菜 | －ha ー千円 |
| アライグマ・ハクビシン・アナグマ等 | 水稲 | 0.01ha 1千円 |
| | 雑穀 | －ha ー千円 |
| | 豆類 | －ha ー千円 |
| | 果樹 | －ha ー千円 |

| | | |
|-----|----|------------------------|
| | 野菜 | 0.06ha 一千元 |
| サギ類 | 水稻 | 住民からの被害報告あり (被害額不明) |

* 農家組合長調べ

(2) 被害の傾向

(イノシシ)

令和元年に発生した豚熱と、県全域で実施している捕獲強化の影響もあり、生息数が著しく減少し、被害も減少したものの、令和4年には、市内の一部において被害の拡大が確認されている。特に7～9月の水稻収穫前及び収穫時期に被害が集中している。また、侵入防止柵の維持管理が不十分な集落で、被害が発生している。

(ニホンジカ)

近年ニホンジカ生息数が増加しており、特に、越前市の南部・西部（王子保地区、坂口地区、北日野地区、白山地区）の山際での出没が目立っている。水稻においては、植え付け直後から、収穫まで被害が報告されている。また、大麦については、積雪時の侵入防止柵管理が難しいことから、山ぎわでの被害が発生している。林業においても、杉の皮をはぐ被害が発生している。

生活環境への被害としては、車との接触事故も報告されており、更なる被害拡大が懸念される。

(ニホンザル)

令和4年2月末の調査により、28頭の群れで、鯖江市・越前町から吉野・大虫地区を行動範囲とする越前B群と、35頭の群れで北日野・味真野・今立地区を行動範囲とする越前C群が確認されている。キュウリやトマト、スイートコーン、豆類などに被害が発生し、秋には柿・栗の果樹や水稻収穫後のヒコバエ（二番穂）等を求め、頻繁に出没している。住宅地では、生活環境被害も報告されている。また、一部地域でハナレザルの出没・被害も報告されている。

(カラス類)

市内全域で5～6月の水稻の移植期に、苗の踏み倒し被害が発生している。また、水稻の直播において食害が発生している。夏野菜を中心に、畑作物の被害も報告されている。また、市街地における糞尿による生活環境被害が発生している。

(アライグマ・ハクビシン・アナグマ)

市内全域にてアライグマ、ハクビシン、アナグマの目撃、痕跡情報がある。アライグマの目撃情報が増加しており、夏野菜（特にスイカ）の被害が発生している。また、家屋侵入等の生活環境被害の問い合わせも発生している。

(サギ類)

市内全域で5～6月の水稻の移植期に、苗の踏み荒らし被害が発生している。

(ツキノワグマ)

市内の山林、山ぎわ部において、出没が確認されている。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値 (令和4年) | 目標値 (令和9年) |
|------|------------|------------|
| 被害金額 | 23,627千円 | 11,814千円以下 |
| 被害面積 | 21.8ha | 10.9ha以下 |

※令和4年度の実績から、毎年10%の削減を目指す。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組み | <ul style="list-style-type: none">・地元猟友会等の協力により市有害鳥獣捕獲隊(市鳥獣被害対策実施隊)を編成し、箱わなの整備、被害集落での捕獲を実施しているほか、くくりわなによる捕獲も実施している。・被害集落での捕獲を安全に実施するため、捕獲補助者の研修を実施している。 | <ul style="list-style-type: none">・市有害鳥獣捕獲隊(市鳥獣被害対策実施隊)の高齢化とともに、後継者の育成が必要となっている。・箱わなやくくりわなの破損も多いので、計画的な補充が必要である。・安全な捕獲を実施する為、捕獲補助者研修を計画的に実施する必要がある。 |
| | <ul style="list-style-type: none">・鳥類(カラス)の飛来の多い地区に囲いわなを設置し、捕獲を実施している。 | <ul style="list-style-type: none">・令和3年度まで固定式の囲いわなで捕獲を実施していたが、地元要請により撤去することとなったことから、捕獲に代わる対策を検討する必要がある。 |
| | <ul style="list-style-type: none">・アライグマ・ハクビシン・アナグマ等の被害に対し、現場で対策を指導している。・アライグマ・ハクビシン・アナグマの被害が増加しており、箱わなの導入対応を実施している。 | <ul style="list-style-type: none">・市内全域で被害が確認されており、農作物の被害のほか、家屋侵入などの生活環境被害も発生していることから、専門組織による現場指導が必要である。・箱わな捕獲の増加に伴い、箱わなの損傷も多くなり、計画的に補充する必要がある。 |

| | | |
|------------------------|--|--|
| <p>侵入防止柵対策等に関する取組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害を防止するため、集落単位で電気柵やワイヤーメッシュ柵を整備し、地元住民により設置、管理に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落全体での侵入防止柵の管理体制が十分に浸透していない。 ・集落間の連携した取組みが必要となっている。 ・未設置区間の解消に向けた積極的な働きかけを行う必要がある。 ・侵入防止柵を設置できない中山間地域等で人口少ない又は高齢化率の高い集落においては、設置費等の支援が必要であることから、国・県に対して要望している。 ・積極的なニホンジカへの対策を実施する必要がある。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵等の管理と併行して「山ぎわ」の草刈を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・草刈りによる緩衝帯の適正な管理が難しくなっている集落もある。 ・山ぎわ緩衝帯整備地域で、継続して適正管理を行う必要がある。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルの出没にはロケット花火、電動ガン等による追払いを実施している。 ・「サルどこネット」を活用し、住民によるニホンザル出没情報の共有化を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火を使用する際に防火対策を講じる必要がある。 ・管理計画に基づき、頭数調整によるニホンザルの捕獲の実施を進める必要がある。 ・ハナレザルによる被害への対策が必要である。 ・住民主体による追い払い体制を推進する必要がある。 |
| <p>人材育成に関する取組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・県主催のリーダー育成研修等への積極的参加を促す一方、市政出前講座や集落説明会を開催している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・けもの種類に応じた講習会を開催するなど、知識の習得に役立つ企画を検討する必要がある。 |

(5) 今後の取組方針

効果的な情報の収集と鳥獣被害対策に関する知識を住民に普及・啓発すると共に、地域における鳥獣対策を担う体制づくり・人づくりを推進し、関係機関との連携を図りながら、計画的な被害防止に努める。

従来取り組んできた電気柵等の侵入防止対策や山ぎわ緩衝帯については、被害の深刻な集落を中心に設置後の維持管理方法を指導・支援するとともに、集落間の切れ目のない実施が重要であることから、地区全体での連携体制を推進、侵入防止と捕獲の両輪による有害鳥獣対策の体制強化を図るため、地域ぐるみにおける鳥獣被害対策を継続して取り組むことができるよう「獣害自警隊」(仮称)の創設を目指す。

市有害鳥獣捕獲隊(市鳥獣被害対策実施隊)の指導的立場の者においては、高齢化が進んでいることから、人材育成を図り体制強化を図る。

また、市民に鳥獣被害に関する取り組みを広く周知し理解を深めるため積極的な情報発信に努める。

鳥獣の出没により市民の生命、身体への被害が懸念される場合、被害の防止、軽減を図れるよう、市の鳥獣害対策対応マニュアルに沿った対応を実施する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元狩猟団体である(一社)福井県猟友会南越支部・今立支部の会員、(一社)越前市獣害防止対策ネットワーク職員を市鳥獣被害対策実施隊として任命し、県有害鳥獣捕獲実施要綱に基づく有害鳥獣捕獲隊として捕獲業務にあたる。

(2) その他捕獲に関する取組み

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組み内容 |
|-------|------------------|--|
| 令和5年度 | イノシシ ニホンジカ | 箱わなの整備 損耗補充 くくりわなの整備 50基(補充) ※捕獲見回り軽減システムの整備 20基 |
| | ニホンザル | 箱わなの整備 小型檻、損耗補充 |
| | アライグマ、ハクビシン、アナグマ | 箱わなの整備 損耗補充 狩猟免許取得推進 |

| | | |
|-------|--|--|
| 令和6年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ、ハクビシツ、アナグマ | 箱わなの整備 損耗補充 くくりわなの整備 50基(補充) ※捕獲見回り軽減システムの整備 20基 箱わなの整備 小型檻、損耗補充 箱わなの整備 損耗補充 狩猟免許取得推進 |
| 令和7年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ、ハクビシツ、アナグマ | 箱わなの整備 損耗補充 くくりわなの整備 50基(補充) ※捕獲見回り軽減システムの整備 20基 箱わなの整備 小型檻、損耗補充 箱わなの整備 損耗補充 狩猟免許取得推進 |
| 令和8年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ、ハクビシツ、アナグマ | 箱わなの整備 損耗補充 くくりわなの整備 50基(補充) ※捕獲見回り軽減システムの整備 20基 箱わなの整備 小型檻、損耗補充 箱わなの整備 損耗補充 狩猟免許取得推進 |
| 令和9年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ、ハクビシツ、アナグマ | 箱わなの整備 損耗補充 くくりわなの整備 50基(補充) ※捕獲見回り軽減システムの整備 20基 箱わなの整備 小型檻、損耗補充 箱わなの整備 損耗補充 狩猟免許取得推進 |

※わなに設置することで、見回りの回数を減らすことができる機材

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | | | | | | |
|---------------|-------|-------|------|-------|------|------------|
| 有害鳥獣の近年の捕獲実績 | | | | | | (単位：頭、羽、匹) |
| | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | 備考 |
| イノシシ | 533 | 410 | 680 | 88 | 87 | |
| ニホンジカ | 197 | 197 | 359 | 374 | 334 | |
| ニホンザル | 3 | 10 | 12 | 12 | 5 | |
| カラス類 | 1,204 | 531 | 709 | 1,221 | 862 | |
| アライグマ | 14 | 22 | 34 | 25 | 14 | |
| ハクビシン | 16 | 15 | 24 | 24 | 21 | |
| アナグマ | 9 | 0 | 14 | 17 | 17 | |
| サギ類 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ツキノワグマ | 7 | 1 | 5 | 6 | 9 | |

【イノシシ】
水稻の被害や畔の掘り起こしによる被害などの報告及び相談の件数が、最も多いため、引き続き捕獲の強化を図る。

【ニホンジカ】
生息域が市内全域に拡大していることから、出没情報が増加し、農林業や生活環境などに被害を与えるため、くくりわなによる捕獲を実施する。
丹南二市三町による丹南地域有害鳥獣対策協議会において、ニホンジカ捕獲に取り組む。

【ニホンザル】
群れの行動範囲が広がって出没情報が増加し、家庭菜園の被害や生活環境被害が発生していることから、追い払いを実施するとともに、越前市地域実施計画(ニホンザル)に基づき捕獲による個体数管理に努める。

【カラス類】
水稻の踏み倒し被害防止のため、被害が深刻な地域においては、移動檻での捕獲を実施する。

【アライグマ、ハクビシン、アナグマ】
越前市内全体に生息が拡大しており、特に夏野菜(しらやま西瓜)の被害防止のため、捕獲を実施する。

【サギ類】
市内の山林、山ぎわ部において出没が確認されているため、捕獲の実施を検討する。

対象鳥獣の捕獲計画数

(単位：頭、羽、匹)

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | R 5 年度 | R 6 年度 | R 7 年度 | R 8 年度 | R 9 年度 |
| イノシシ | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 |
| ニホンジカ | 654 | 654 | 654 | 654 | 654 |
| ニホンザル | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| カラス類 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| アライグマ | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| ハクビシン | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| アナグマ | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |

| 捕獲等の取組み内容 | |
|-----------|---|
| イノシシ | 箱わな 4～10月 市内全域 (春日野、村国山、三里山、万葉の里は通年) |
| ニホンジカ | くくりわな 通年 市内全域 |
| ニホンザル | 箱わな 通年 出没地域 (B群、C群、ハナレ) |
| カラス | 箱わな 通年 市内全域 |
| アライグマ | 箱わな 通年 市内全域 |
| ハクビシン | 箱わな 通年 市内全域 |
| アナグマ | 箱わな 通年 市内全域 |

4 侵入防止柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------|--|--|--|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ ニホンジカ | 侵入防止柵 20km (内訳) ワイヤーメッシュ 1.2m柵 (2km) 2.0m柵 (11km) 電気柵 (7km) | 侵入防止柵 20km (内訳) ワイヤーメッシュ 1.2m柵 (2km) 2.0m柵 (11km) 電気柵 (7km) | 侵入防止柵 20km (内訳) ワイヤーメッシュ 1.2m柵 (2km) 2.0m柵 (11km) 電気柵 (7km) |
| | 山ざわ緩衝帯の整備 の推進 2km | 山ざわ緩衝帯の整備の 推進 2km | 山ざわ緩衝帯の整備の推 進 2km |

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------|---|---|--|
| | 令和8年度 | 令和9年度 | |
| イノシシ ニホンジカ | 侵入防止柵 20 k m (内訳) ワイヤーメッシュ 1.2m柵 (2 km) 2.0m柵 (11 km) 電気柵 (7 km) | 侵入防止柵 20 k m (内訳) ワイヤーメッシュ 1.2m柵 (2 km) 2.0m柵 (11 km) 電気柵 (7 km) | |
| | 山ぎわ緩衝帯の整備 の推進 2 k m | 山ぎわ緩衝帯の整備の 推進 2 k m | |

(2) その他被害防止に関する取組み

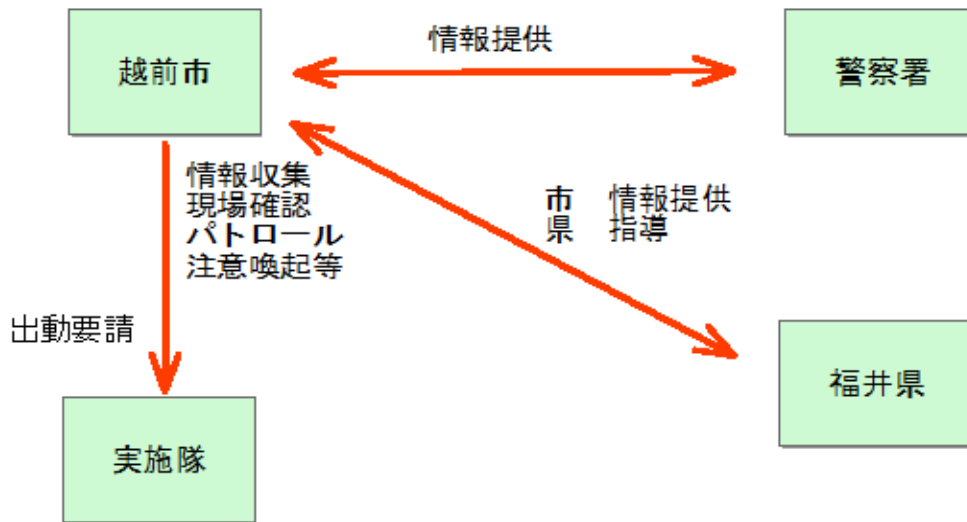
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組み内容 |
|-------|--|--|
| 令和5年度 | 鳥獣一般 イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カラス類 アライグマ ハクビシン アナグマ | (一社) 越前市獣害防止対策ネットワークの効率的な運営 (全般) 地域研修会の開催 (全般) 山際の耕作放棄地の管理、指導 (イノシシ、ニホンジカ) 侵入防止柵の維持、管理の指導 (イノシシ、ニホンジカ) 群れの動向把握 (ニホンザル) 住民主体の追払い活動への指導 (ニホンザル) 放任果樹の除去等の啓発 (ニホンザル、ツキノワグマ) 追払い活動と被害防止対策の啓発 (カラス類) 現場指導の徹底 (中獣類) |
| 令和6年度 | 鳥獣一般 イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カラス類 アライグマ | (一社) 越前市獣害防止対策ネットワークの効率的な運営 (全般) 地域研修会の開催 (全般) 山際の耕作放棄地の管理、指導 (イノシシ、ニホンジカ) 侵入防止柵の維持、管理の指導 (イノシシ、ニホンジカ) 群れの動向把握 (ニホンザル) 住民主体の追払い活動への指導 (ニホンザル) 放任果樹の除去等の啓発 (ニホンザル、ツキノワグマ) 追払い活動と被害防止対策の啓発 (カラス類) 現場指導の徹底 (中獣類) |

| | | |
|-------|--|--|
| | ハクビシン アナグマ | |
| 令和7年度 | 鳥獣一般 イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カラス類 アライグマ ハクビシン アナグマ | (一社) 越前市獣害防止対策ネットワークの効率的な運営 (全般) 地域研修会の開催 (全般) 山際の耕作放棄地の管理、指導 (イノシシ、ニホンジカ) 侵入防止柵の維持、管理の指導 (イノシシ、ニホンジカ) 群れの動向把握 (ニホンザル) 住民主体の追払い活動への指導 (ニホンザル) 放任果樹の除去等の啓発 (ニホンザル、ツキノワグマ) 追払い活動と被害防止対策の啓発 (カラス類) 現場指導の徹底 (中獣類) |
| 令和8年度 | 鳥獣一般 イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カラス類 アライグマ ハクビシン アナグマ | (一社) 越前市獣害防止対策ネットワークの効率的な運営 (全般) 地域研修会の開催 (全般) 山際の耕作放棄地の管理、指導 (イノシシ、ニホンジカ) 侵入防止柵の維持、管理の指導 (イノシシ、ニホンジカ) 群れの動向把握 (ニホンザル) 住民主体の追払い活動への指導 (ニホンザル) 放任果樹の除去等の啓発 (ニホンザル、ツキノワグマ) 追払い活動と被害防止対策の啓発 (カラス類) 現場指導の徹底 (中獣類) |
| 令和9年度 | 鳥獣一般 イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カラス類 アライグマ | (一社) 越前市獣害防止対策ネットワークの効率的な運営 (全般) 地域研修会の開催 (全般) 山際の耕作放棄地の管理、指導 (イノシシ、ニホンジカ) 侵入防止柵の維持、管理の指導 (イノシシ、ニホンジカ) 群れの動向把握 (ニホンザル) 住民主体の追払い活動への指導 (ニホンザル) 放任果樹の除去等の啓発 (ニホンザル、ツキノワグマ) 追払い活動と被害防止対策の啓発 (カラス類) 現場指導の徹底 (中獣類) |

| | | |
|--|---------------|--|
| | ハクビシン アナグマ | |
|--|---------------|--|

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急時の連絡体制



農林整備課→関係各課へ連絡

(防災危機管理課、子ども家庭課、教育振興課、秘書広報課、地域振興課)

関係各課は担当する施設へ情報提供

6 被害防止施策の実地体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称 | 越前市鳥獣対策協議会 |
|-----------------|-------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 越前たけふ農業協同組合 | 被害情報の把握、侵入防止の推進指導 |
| 福井県農業協同組合 | 被害情報の把握、侵入防止の推進指導 |
| (一社) 福井県猟友会南越支部 | 捕獲の実施、生息状況の把握 |
| (一社) 福井県猟友会今立支部 | 捕獲の実施、生息状況の把握 |
| 越前福井森林組合 武生支所 | 被害情報の把握 |
| 越前福井森林組合 南越支所 | 被害情報の把握 |
| 武生地区営農協議会 | 農業者の意見とりまとめ |
| 今立地区農家組合長協議会 | 農業者の意見とりまとめ |
| 日本野鳥の会 | 生息状況の把握 |
| 鳥獣保護巡視員 | 生息状況の把握 |
| 福井県農業共済組合 | 被害情報の把握・広域被害情報の提供 |

| | |
|---------------------|---|
| 福井県越前警察署 | 安全管理 |
| 福井県丹南農林総合事務所農業経営支援部 | 被害防止対策の指導 |
| 福井県丹南農林総合事務所林業部 | 森林被害対策・適正な捕獲の指導 |
| 越前市議会 | 市民の意見の吸い上げ、市民生活の状況把握 |
| 越前市 | 計画の実施、集落被害情報収集と集落への情報提供・発信、捕獲施設の整備、捕獲許可、侵入防止施設の整備、侵入防止技術の収集、関係機関の連携、事務局 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|----------------|---|
| 北陸地域鳥獣対策ネットワーク | 北陸地域における有害鳥獣による農林被害に係る情報交換 (事務局 北陸農政局内) |
| 丹南地域鳥獣害対策連絡会 | 丹南地域(越前市、鯖江市、越前町、南越前町、池田町)の有害鳥獣による農林被害に係る情報交換および対策検討 (事務局 丹南農林総合事務所) |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市鳥獣被害対策実施隊を編成し、有害鳥獣による農林被害に係る情報収集および対策を行う。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

その他の鳥獣による被害が発生した場合は、その都度、県や関係者、越前市鳥獣対策協議会と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、現地での埋設処理を基本とするが、焼却処分も実施する。併せて、処理に係る経費助成により地元負担の軽減を図る。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品として利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣は、基本的には、埋設、焼却処分を行っているが、食肉または加工品としての活用を検討する。

9 その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

様々な有害鳥獣の被害状況に対応するため、適正な施設整備、侵入防止活動について対策協議会にて随時検討、検証していく。

10 持続可能な開発目標（※SDGs）に関する事項

鳥獣による農作物被害を防止することで、集落での農産物の生産を長期にわたり維持・保全さらには、発展させることが可能となる。そのため、17のゴール・169のターゲットのうち、「11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさを守ろう」を本計画と関わりの深い分野として、達成に向け取り組みを進める。

※SDGs（Sustainable Development Goals）は平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のため2030アジェンダ」にて記載され、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の（ゴール）目標と、169のターゲット（達成基準）から構成されています。国は、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」で地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を反映させることを推奨しています。

